

子ども・子育て支援新制度にかかる条例骨子案

(仮称) 秦野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案 1

(仮称) 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案

参酌すべき基準 5

従うべき基準 11

(仮称) 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案 16

(仮称) 秦野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案
厚生労働省令で定める基準を踏まえた秦野市の条例における考え方

趣旨

平成 27 年 4 月の施行を予定している子ども・子育て支援新制度については、従来の認可保育所（利用定員 20 名以上）の枠組みに加え、小規模保育事業（6 名～19 名）、家庭的保育事業（5 名以下）、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どものみ開放した場合の 4 つの類型につき、新たに市町村認可事業として事業類型が設けられることとなりました。

家庭的保育事業等を行うに当たり、家庭的保育事業者等は、市町村の条例を遵守する必要があるため、市町村の条例については厚生労働省令で定める基準を踏まえ定めることとされたため、基準を検討するものです。

家庭的保育事業の主な基準について

区分	基準の内容	備考
保育する人数	1～5人	
保育する年齢	0～2歳 (但し特別な事情が認められる場合は3歳以上も可)	
配置する職員	家庭的保育者（+家庭的保育補助者）、嘱託医、調理員	※子どもが3人以下の場合は家庭的保育補助者が調理業務に従事できる。
保育従事者の資格	家庭的保育者：市町村の研修を修了した保育士 家庭的保育補助者：市町村の研修を修了し家庭的保育者を補助する者	
保育従事者数	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合、5：2)	
設備	保育を行う専用居室、調理設備、便所、遊戯等に適当な広さの庭	※調理設備はキッチン程度、庭は付近の代替地で可
面積	保育室：9.9㎡以上（3人を超える場合は+3.3㎡/人） 庭：3.3㎡/人以上（2歳以上児1人あたり）	
給食	自園調理が原則 ※連携施設等から搬入可（同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等からの搬入も可）	※自園調理を行っていない事業から移行する場合、H31年度末までに体制を整える前提で経過措置有。
耐火基準	規定なし	

避難階段	規定なし	
連携施設	連携施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）の設定が必要（連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割等を担う施設）	※平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。

※**太字部分**：従うべき基準（条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの。ただし、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容される。）

※他の部分：参酌基準（市町村が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。）

小規模保育事業の主な基準について

区分	A型【分園型】	B型【中間型】	C型【グループ型】
基本的性格	保育所分園に近い類型	A・Cの中間	家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型
保育する人数	6～19人		6～10人
保育する年齢	0～2歳 （但し特別な事情が認められる場合は3歳以上も可）		
配置する職員	保育士、嘱託医、調理員	A型+保育従事者	家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医、調理員
保育従事者の資格	保育士	保育従事者 ：市町村の研修を修了した者	家庭的保育者 ：市町村の研修を修了した保育士 家庭的保育補助者 ：市町村の研修を修了し家庭的保育者を補助する者
職員数	0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 上記に加え1名追加配置	A型と同じ ただし保育士の比率は1/2以上 （比率が上がれば給付額が上昇）	0～2歳児 3：1 （補助者を置く場合、5：2）
設備	乳児室又はほふく室 保育室又は遊戯室 屋外遊戯場（付近の公園等で代替可能） 調理設備、便所		
面積	乳児室又はほふく室：3.3㎡/人以上 保育室又は遊戯室：1.98㎡/人以上 屋外遊戯場：3.3㎡/人以上（2歳児1人あたり）		左記と同じ。但し保育室又は遊戯室のみ3.3㎡/人以上

給食	<p style="text-align: center;">自園調理が原則</p> <p>※連携施設等から搬入可（同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院等からの搬入も可）</p> <p>※自園調理を行っていない事業から移行する場合、H31年度末までに体制を整える前提で経過措置有。</p>
耐火基準	保育室等を2階以上に設置する場合は、耐火又は準耐火建築物であること
避難階段	認可保育所と同様に保育室等が所在する階数に応じて定められた仕様の階段等が2か所以上必要。
連携施設	<p style="text-align: center;">連携施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）の設定が必要</p> <p style="text-align: center;">（連携施設：保育内容の支援、卒園後の受皿の役割等を担う施設）</p> <p>※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。</p>

※太字は従うべき基準、他は参酌基準

居宅訪問型保育事業の主な基準について

区分	基準の内容
保育する人数	1人
保育する年齢	0～2歳児（但し特別な事情が認められる場合は3歳以上も可）
保育従事者数	全年齢 1：1
配置する職員	必要な研修を修了した、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験が有ると市長が認める者
食事	規定なし
連携施設	<p>連携施設（障害児入所支援施設）の設定が必要</p> <p>※連携施設の設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、設定を求めないことができる。</p>

※ **太字**は従うべき基準

事業所内保育事業の主な基準について

区分	基準の内容		備考
	定員20人以上 (保育所型事業所内保育事業)	定員19人以下 (小規模型事業所内保育事業)	
保育する人数	一定の地域枠の設定が必要※ (総定員の上限・下限はない)		※定員の1/4～1/3を基準として、市町村が地域の実情に応じて設定
保育する年齢	0～2歳（但し特別な事情が認められる場合は3歳以上も可）		
配置する職員	保育士、嘱託医、調理員	保育士又は保育従事者(※)、嘱託医、調理員	※市町村の研修を修了した者

保育従事者数	0歳児 1 : 3 1～2歳児 1 : 6	左記に加えて1名加配 (但し保育士は1/2以上 でよい)	
設備	乳児室又はほふく室 保育室又は遊戯室 屋外遊戯場(※1)、医務室、調理室(※2)、便所	医務室を除き左記と同じ (但し調理室は調理設備 で良い)	※1 付近の公園等で代替可能 ※2 保育所専用ではなく事業所の調理室も可
面積	乳児室 : 1.65 m ² /人以上 ほふく室 : 3.3 m ² /人以上 保育室又は遊戯室 : 1.98 m ² /人以上 屋外遊戯場 : 3.3 m ² /人 (2歳児1人あたり)	乳児室又はほふく室 : 3.3 m ² /人以上 他は左記と同じ	
給食	自園調理が原則 連携施設等からの搬入可		※現在自園調理を行っていない施設の場合、31年度末までの体制整備を前提に経過措置あり。
耐火基準	保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること		
避難階段	認可保育所と同様に保育室等が所在する階数に応じて定められた仕様の階段等が2か所以上必要		
連携施設	確保しなくても良い	必要(※)	※31年度末までは設定を求めない ことができる

※ **太字**は従うべき基準、他は参酌基準

※ 年度途中に従業員の子どもが利用できず、復職の妨げにならないよう、定員弾力化によって柔軟な受入が可能となるようにする。

施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

(仮称) 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案
 内閣府令で定める基準を踏まえた秦野市の条例における考え方

趣旨

平成27年4月の施行を予定している子ども・子育て支援新制度については、市町村の確認を受けた特定教育・保育施設や特定地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合、保護者が特定教育・施設に支払うべき額を限度として、施設型給付費や地域型保育給付費として施設が受け取ることができることとされました。(子ども・子育て支援法第27条から第30条まで)

このためには、特定教育・保育施設の設置者や特定地域型保育事業者は市町村の定める基準を満たすこととされたため、内閣府令で定める基準を踏まえて、運営に関する基準を検討するものです。(子ども・子育て支援法第34条第3項及び、同法第46条第3項)

主な参酌すべき基準

1 特定教育・保育施設の運営に関する基準				
項目		国の基準（府令）	条例への委任の方法	秦野市の考え方
利用定員に関する基準	利用定員	○ 別紙①参照	従うべき基準	
運営に関する基準	内容及び手続きの説明及び同意	○ 別紙②参照	従うべき基準	
	利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等	○ 別紙③参照 ○ 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	従うべき基準 参酌すべき基準	
	あっせん、調整及び要請に対する協力	○ 別紙④参照	従うべき基準	
	受給資格等の確認	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認することとする。(※)	参酌すべき基準	

(※) 印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。

支給認定の申請に係る援助	○ 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。(※)	参酌すべき基準
心身の状況等の把握	○ 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参酌すべき基準
小学校等との連携	○ 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(※)	参酌すべき基準
教育・保育の提供の記録	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。(※)	参酌すべき基準
利用者負担等の受領	○ 別紙⑤参照	従うべき基準
特定教育・保育の取扱方針	○ 別紙⑥参照	従うべき基準
特定教育・保育に関する評価等	○ 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準
相談及び援助	○ 常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。(※)	参酌すべき基準
緊急時等の対応	○ 職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)	参酌すべき基準
運営規定	○ 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担	参酌すべき基準

(※) 印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。

	その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項	
勤務体制の確保等	○ 特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準
定員の遵守	○ 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参酌すべき基準
掲示	○ 特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(※)	参酌すべき基準
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	○ 別紙⑦参照 (※)	従うべき基準
虐待等の禁止	○ 別紙⑧参照 (※)	従うべき基準
懲戒に係る権限の濫用禁止	○ 別紙⑨参照 (※)	従うべき基準
秘密保持等	○ 別紙⑩参照 (※)	従うべき基準
情報の提供等	○ 提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(※)	参酌すべき基準
利益供与等の禁止	○ 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※)	参酌すべき基準
苦情解決	○ 提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)	参酌すべき基準

(※) 印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。

		○ 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)	参 酌 すべき 基準
	事 故 発 生 の 防 止 及 び 発 生 時 の 対 応	○ 別紙⑪参照 (※)	従 う べき 基準
	会 計 の 区 分	○ 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(※)	参 酌 すべき 基準
	記 録 の 整 備	○ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参 酌 すべき 基準
特 例 施 設 型 給 付 費 関 する 基準	特 別 利 用 保 育 の 基準	○ 別紙⑫参照	従 う べき 基準
	特 別 利 用 教 育 の 基準	○ 別紙⑬参照	従 う べき 基準

2 特定地域型保育事業の運営に関する基準				
項目		国の基準 (府令)	条例への委任の方法	秦野市の考え方
利 用 定 員 関 する 基準	利 用 定 員	○ 別紙⑭参照	従 う べき 基準	
運 営 関 する 基準	内 容 及 び 手 続 の 説 明 及 び 同 意	○ 別紙⑮参照	従 う べき 基準	
	正 当 な 理 由 な い 提 否 の 禁 止 等	○ 別紙⑯参照 ○ 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	従 う べき 基準 参 酌 すべき 基準	
	あ っ せ ん、 調 整 及 び 要 請 対 する 協 力	○ 別紙⑰参照	従 う べき 基準	

心身の状況等の把握	○ 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。	参酌すべき基準
特定教育・保育施設等との連携	○ 別紙⑱参照 ○ 特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。	従うべき基準 参酌すべき基準
利用者負担額等の受領	○ 別紙⑲参照	従うべき基準
特定地域型保育の取扱方針	○ 別紙⑳参照	従うべき基準
特定地域型保育に関する評価等	○ 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき基準
運営規程	○ 特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項	参酌すべき基準
勤務体制の確保等	○ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準
定員の遵守	○ 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	参酌すべき基準

	記録の整備	○ 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参酌すべき基準
	準用	○ 特定教育・保育施設の(※)印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。	—
特例地域型保育給付費に関する基準	特別利用地域型保育の基準	○ 別紙⑳参照	従うべき基準
	特定利用地域型保育の基準	○ 別紙㉑参照	従うべき基準

3 附則			
項目	国の基準(府令)	条例への委任の方法	秦野市の考え方
特定保育所に関する特例	○ 別紙㉒参照	従うべき基準	
利用定員に関する経過措置	○ 別紙㉓参照	従うべき基準	
連携施設に関する経過措置	○ 別紙㉔参照	従うべき基準	

施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする。

(仮称) 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案

主な従うべき基準

1 特定教育・保育施設の運営に関する基準	
項目	国の基準（府令）
利用定員に関する基準	①利用定員 ○ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「法」という。）第 27 条第 1 項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員 20 名以上とする。 ○ 利用定員は、子ども・子育て支援法第 19 条に掲げる区分（ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。 ※ 子ども・子育て支援法第 19 条の区分 1号認定…保育を必要としない満 3 歳以上の小学校就学前子ども 2号認定…保育を必要とする満 3 歳以上の小学校就学前子ども 3号認定…保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前子ども
	②内容及び手続きの説明及び同意 ○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。
運営に関する基準	③利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等 ○ 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ○ 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる子どもの数及び現に利用している 1 号認定こどもの総数が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ○ 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る 2 号又は 3 号認定こどもの数及び現に利用している 2 号又は 3 号認定子どもの総数が、2 号又は 3 号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
	④あっせん、調整及び要請に対する協力 ○ 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）の利用について、当該施設の利用について法第 4 2 条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項（附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
⑤利用者負担額等の受領	○ 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ○ 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。

	<p>○ また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用 ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>○ 特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>
⑥ 特定教育・保育の取扱方針	<p>○ 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ② 認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない） ③ 幼稚園 幼稚園教育要領 ④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>
⑦ 支給認定子どもを平等に取り扱う原則	<p>○ 子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。（※）</p>
⑧ 虐待等の禁止	<p>○ 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（※）</p>
⑨ 懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>○ 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。（※）</p>
⑩ 秘密保持等	<p>○ 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。（※）</p>
⑪ 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>○ 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。（※）</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p>

（※）印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。

		<p>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>○ 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(※)</p> <p>○ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(※)</p> <p>○ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)</p>
特例施設型給付に関する基準	⑫ 特別利用保育の基準	○ 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第 45 条第 1 項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。
		○ 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。
	⑬ 特別利用教育の基準	○ 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第 3 条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。
		○ 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。

2 特定地域型保育事業の運営に関する基準		
項目	国の基準（府令）	
利用定員に関する基準	⑭ 利用定員	<p>○ 利用定員については以下のとおりとする。</p> <p>①家庭的保育事業 1 人以上 5 人以下</p> <p>②小規模保育事業 A 型及び B 型 6 人以上 19 人以下</p> <p>③小規模保育事業 C 型 6 人以上 10 人以下</p> <p>④居宅訪問型保育事業 1 人</p> <p>○ 上記定員は、事業所ごとに満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。</p>
運営に関する基準	⑮ 内容及び手続の説明及び同意	○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。
	⑯ 正当な理由のない提供拒否の禁止等	○ 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
		○ 特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
	⑰ あっせん、調整及び要請に対する協力	○ 特定地域型保育事業の利用について、法第 54 条第 1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第 24 条第 3 項（附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

⑱ 特定教育・保育施設等との連携	<p>○ 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）</p> <p>○ 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいてはこの限りではない。</p>
⑲ 利用者負担額等の受領	<p>○ 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>○ 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>○ また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>○ 特定地域型保育事業者は、前 3 項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>
⑳ 特定地域型保育の取扱方針	<p>○ 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第 35 条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>
準用	<p>○ 特定教育・保育施設の（※）印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。</p>
特例地域型保育給付に関する基準	<p>㉑ 特別利用地域型保育の基準</p> <p>○ 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>○ 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。</p>

（※）印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。

② 特定 利用地 域型保 育の基 準	○ 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
	○ 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。

3 附則	
項目	国の基準（府令）
③ 特定保育所 に関する特例	○ 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。
	○ 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
④ 利用定員に 関する経過措 置	○ 小規模保育事業 C 型にあつては、この府令の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間の利用定員は、6 人以上 15 人以下とする。
⑤ 連携施設に 関する経過措 置	○ 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から 5 年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。

施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする。

(仮称) 秦野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案
厚生労働省令で定める基準を踏まえた秦野市の条例における考え方

趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「子ども・子育て支援法整備法」という。）第 6 条により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 が新設され、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。

市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について厚生労働省令で定める基準を踏まえることとされたため、次のとおり基準を検討するものです。

項目	国の基準（省令）	条例への委任の方法	秦野市の考え方
放課後児童健全育成事業の一般原則	<p>① 放課後児童健全育成事業者の一般原則等として、以下の内容等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を利用している児童（以下「利用者」という。）の人権への配慮、人格の尊重をして、運営を行う。 ○ 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営の内容の説明をするように ○ 運営の内容についての自己評価、結果の公表 ○ 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備（採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと） 	参酌すべき基準	
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等 	参酌すべき基準	
放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件	<p>② 職員の一般的要件等として、以下の内容等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及 	参酌すべき基準	

	び実際について訓練を受けた者でなければならないこと	
放課後児童健全育成事業の職員の知識及び技能の向上等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと ○ 放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保 	参 酌 す べ き 基 準
設備の基準	<p>放課後児童健全育成事業所に設ける設備として、以下の内容等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置 ○ 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65 m²以上でなければならないこと ○ 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならないこと（児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。） ○ 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと 	参 酌 す べ き 基 準
職員	<p>放課後児童健全育成事業に従事する者について、以下の内容等を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならないこと 	従 う べ き 基 準
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができること 	従 う べ き 基 準
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了 	従 う べ き 基 準

	<p>したものでなければならないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・社会福祉士 ・高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの ・教員免許を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長（特別区の区長を含む。）が適当と認めたもの 	
	○ 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数（児童の集団の規模）は、おおむね40人以下とすること	参 酌 す べ き 基 準
	○ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	従 う べ き 基 準
利用者を平等に取り扱う原則	○ 利用者の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止	参 酌 す べ き 基 準
虐待等の禁止	○ 職員の利用者に対する虐待等の禁止	参 酌 す べ き 基 準
衛生管理等	○ 利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理	参 酌 す べ き 基 準
	○ 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止	参 酌 す べ き 基 準
	○ 必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること	参 酌 す べ き 基 準
運営規定	○ 放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること	参 酌 す べ き 基 準

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的及び運営の方針 ・ 職員の職種、員数及び職務の内容 ・ 開所している日及び時間 ・ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ・ 利用定員 ・ 通常の事業の実施地域 ・ 事業の利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 非常災害対策 ・ 虐待の防止のための措置に関する事項 等 	
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	○ 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備	参酌すべき基準
秘密保持等	○ 職員の秘密の漏洩の禁止等	参酌すべき基準
苦情への対応	○ 利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等	参酌すべき基準
	○ 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善	参酌すべき基準
	○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査への協力	参酌すべき基準
開所時間及び日数	○ 開所時間について、小学校の授業の休業日については 1 日につき 8 時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については 1 日につき 3 時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること	参酌すべき基準
	○ 開所日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定めること	参酌すべき基準

保護者との連絡	○ 保護者との密接な連絡（利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないこと）	参 酌 すべき 基準
関係機関との連携	○ 市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援	参 酌 すべき 基準
事故発生時の対応	○ 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等	参 酌 すべき 基準
	○ 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償	参 酌 すべき 基準
職員の経過措置	○ 施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含めること	従 う べき 基準

施行期日

子ども・子育て支援法整備法の施行の日とする。